

## 平成24年度事業計画

社団法人日本産業車両協会

### はじめに

平成24年度のわが国経済は、政府見通しでは本格的な復興施策の推進等により国内需要が成長を主導されることや、世界の金融資本市場の安定化により輸出や生産の環境も改善されるとの見方から、実質で2.2%の成長が見込まれている。アメリカ景気の回復や円高の修正も進むといった好材料もあり、原油高や原発停止によるエネルギーの安定供給への不安はあるものの、先行きに明るさが回復してきている。

産業車両の生産・販売も、こうした環境の好転を受けて、成長が持続することが期待されるが、業界としては前年度に引き続き、国内での事業基盤の強化を進め、物流高度化、安全・環境面での対応強化による付加価値の訴求に努めると共に、海外についても、とりわけアジアを中心とする新興国市場での競争力を向上させるべく努力していく必要がある。また他の物流関連機器業界との連携も進めて、業界横断的な取り組みによる認知度の向上や、政府への働きかけ強化を図っていくことも課題となる。

本会としては、こうした認識の下、これまで培ってきた我が国産業車両業界の総合的な力を結集して、会員の事業活動に対する支援や業界の社会的地位の向上の実現を図り、将来に亘る持続的な発展につながる事業を展開していくこととしたい。

以下において、各課題に対応して実施すべき事業の内容と計画について報告する。

### I 基本的事項

- (1) 産業車両業界の基盤強化を図るため、業界の将来の発展に資する施策を策定・実行するとともに、併せて業界の社会的地位の向上を図るための事業を推進する。
- (2) フォークリフト、無人搬送車システム、特殊自動車、及びその他の産業車両や関係部品等の機種ごとに有する課題について、それぞれ関係する情報、社会経済的な動向の把握を行い、関係委員会等を通じて適切な対応策を検討、推進する。
- (3) 経済産業省をはじめ、国土交通省、厚生労働省、環境省等の関係官庁、諸機関及び内外の関係団体と連携して、産業車両に関する諸事業の推進に協力するとともに、要望事項等の具申を行い実現に努める。

## 1. 業界の基盤強化及び社会的地位の向上のための事業

フォークリフトについて、技術・開発・製造から流通・アフターマーケットに亘る総合的な業界基盤の強化及び社会的地位の向上に資するため、以下の事業を推進する。

### (1) 業界の基盤強化の推進

- ①「経営基盤強化委員会」において、市場環境の変化や内外での競争激化にさらされる業界の基盤強化に資するため、前年度の国内事業強化策の検討に加えて、新興国市場・産業への対応や、他の物流関連機器業界との連携について検討審議を行って、関係委員会と共にその実現を図る。
- ②「フォークリフト販売会社連絡協議会」、「経営基盤強化委員会」、「政策委員会」による連携の下、国内事業の基盤強化とコンプライアンスの徹底を進める。
- ③「製品仕様・部品の標準化推進検討 WG」を中心に、外部専門家の協力や関係官庁の指導も得て、製品仕様や部品の標準化に関する調査研究を開始する。
- ④燃料電池フォークリフトをテーマとして、関係会員、団体、政府機関の協力を得て、第1回「次世代の産業車両の開発・普及促進研究会」を開催する。

### (2) 業界を取り巻く社会・経済情勢の適確な把握と業界に対する支援措置の要望推進

所管官庁である経済産業省をはじめとする関係官庁及び内外の関係団体への業界情勢の適確な情報提供と関連情報の迅速な入手に努め会員に提供する。併せて業界の意見要望の集約に努め、関係方面に対して業界の基盤強化を図るための支援措置や規制緩和に関する要望を行って実現に努める。

### (3) 社会的地位の向上の推進

業界における環境負荷の低減や安全向上の取り組み、物流の高度化等への貢献について広く情報発信して、業界の社会的地位の向上を図るよう努める。

### (4) 統計業務のさらなる充実化

- ①国内外の生産、受注、販売、輸出等に関する統計の整備を継続推進するとともに、需要予測の策定を行って、市場動向の適確な把握に努め、会員や関係者に提供する。
- ②市場構造及び顧客動向の把握を図るために調査分析を強化する。

### (5) 関係団体との連携・協力の強化推進

物流関連団体との連携・協力をいっそう強化する。

## 2. 国際交流・グローバル化推進のための事業

欧州や中近東、アフリカをはじめとして、世界情勢は激しい変化にさらされているが、本会では引き続き以下の事業を推進して、海外業界との連携・協力の強化、情報の迅速な収集と会員への提供を通じて、業界の基盤強化、プレゼンスの向上推進を図ることとする。

### (1) 国際交流の推進

- ①平成24年5月の本会総会に海外業界の代表を招いて広く会員との交流の機会を設ける。
- ②平成24年10月に、京都でITA（米国産業車両協会）、FEMIT（欧州物流

機械連盟産業車両部会)、CITA(中国産業車両協会)の代表を招いて、第15回アライアンス業界首脳会議を開催し、協力体制の強化拡大と情報・意見の交換を行う。

③同会議に合わせて、日欧米中協会長による講演「プレジデント・フォーラム」等の行事を開催し、世界の産業車両業界の情勢について意見交換を行う。

(2) 世界産業車両統計プログラムWITSの継続推進

ITA、FEMIT、CITA及びKOCEMA(韓国建設機械工業会)、ABIMAQ(ブラジル産業車両協会)との協力による同プログラムについて、平成24年10月のアライアンス会議に合わせて運営委員会を主催し、正確かつ迅速な世界市場統計情報の交換の促進と統計の拡充について検討を進める。

(3) グローバル化への対応促進

①政府の新成長戦略でも重視されているアジア市場に関して、日本の産業車両の競争力とプレゼンスの強化を図るために、関係委員会の連携・協力の下、現地の情勢や政府の関連施策等も含め、情報収集と対応策の検討を推進する。

②海外の企業、市場の動向に関する情報収集に努めるとともに、日本からの輸出、海外生産の把握及び今後の見通し策定を実施する。

③日本機械輸出組合と連携を強化し、業界のグローバル化に資するため、関係情報の収集や、TPP、FTP等の交渉進展を注視しながら、海外の関税、貿易制度に関する政府への改善要望を引き続き実施する。

### 3. 環境対応推進のための事業

環境問題への対応は、社会的要請にも応え、業界の持続的な発展を遂げるための必須要件であるとの認識の下、環境負荷低減を図るため、以下の事業を推進して、業界の基盤強化に努める。

(1) 環境自主行動計画の着実な推進

①地球温暖化対策に関して、日本経済団体連合会の環境自主行動計画に引き続き参画し、製造過程からのCO<sub>2</sub>排出量の削減計画の的確なフォローアップと実現に向けた取り組み強化を図ると共に、省エネ型フォークリフトの普及促進による使用段階での削減効果と併せて、業界の対応状況について広く情報発信する。また、日本経済団体連合会の“ポスト京都”へ向けた「低炭素社会実行計画」について、政府の総合エネルギー政策策定の動きを見据えながら、業界としての参加のあり方について検討を進める。

②循環型社会形成に関して、日本経済団体連合会の環境自主行動計画に引き続き参画し、産業廃棄物の最終処分量削減について、取り組み強化を図ると共に、業界の対応状況について広く情報発信する。

(2) 循環型社会形成に向けた対応促進

関係団体と連携・協力して、「使用済み廃バッテリー」等の産業廃棄物の適切な処理・

再生を図るための具体的なスキーム構築の実現に向けた検討を継続する。

(3) 排出ガス規制への対応推進

- ①特殊自動車の排出ガス規制について、平成23年10月以降、エンジン出力帯毎に段階的に実施されていることから、需要業界に対して正確な情報を広報すると共に、規制対応による環境負荷の低減効果や、顧客における環境負荷低減性能維持のための適正な燃料の使用や、整備点検の必要等について周知徹底を図る。
- ②特殊自動車の排出ガス規制について、諸官庁や関係団体と連携・協調しながらディーゼル及びガソリン(含むLPガス)特殊自動車の国内次期規制及び排出ガス規制・試験法の国際統一などに積極的な協力を行い円滑な対応を図る。
- ③海外関係協会等を通じて、海外のオフロード車排出ガス規制に関する情報収集を実施する。

(4) その他内外の環境規制に対する情報収集と円滑な対応の推進

- ①欧州新化学品規則(REACh規則)、欧州電子・電気機器における特定有害物質の使用制限指令(ROHS指令)等の海外規制について、政府機関や内外の関係団体と連携協力して、正確な情報入手と業界としての適切かつ円滑な対応を図る。
- ②その他環境に関する課題への対応推進  
関係諸官庁の指導、あるいは関係団体との協力も得ながら、適切な対応を推進する。

#### 4. 安全向上推進のための事業

内外の安全規格、規制の国際的な標準化を積極的に推進していくとともに、機械安全やリスクアセスメントに関する対応力を強化し、業界として安全性・環境保全の向上及び安全作業の推進に資する施策に取り組んで、顧客からの信頼も高めるべく、以下の事業について検討、推進を図って、業界の基盤強化に努める。

(1) 国際標準化の推進

- ①国際標準化への協力体制を継続し、ISOにおける安全規格等の審議に積極的に参画する。そのため関係会員の担当委員の国際会議への派遣を継続推進して、日本の意見や要望を伝えて、その実現を図ることとする。
- ②欧州のCEN/TC150(欧州標準化委員会/産業車両)、アメリカのITA/GEC(米国産業車両協会/技術委員会)、UL(アンダーライターズ・ラボラトリーズ・インク)との技術に関する情報交流を積極的に推進する。
- ③平成24年に新設予定のISO/TC110/SC2(サステナビリティ)における環境面での国際標準化審議に参加・協力する。
- ④国際標準化事業を支援して、技術的課題を解決するため、日欧米三極業界による協力関係を強化推進する。
- ⑤JEMA(日本電機工業会)のフォークリフト用燃料電池システムの国際標準化事業に引き続き参加し、原案作成審議に協力する。

## (2) 国内標準化の推進

- ①国内標準化の観点から、産業車両に関する J I S（日本工業規格）の国内審議団体として、日本規格協会の協力も得て、J I S 規格の制定・改正原案作成事業について、新たに 1 規格の審議に着手すると共に、I S O 3 6 9 1-1 と整合を図った J I S D 6 0 0 1 の改正原案作成に向け検討を進める。
- ②現行の日本産業車両協会規格（J I V A S-F 部門）見直しを継続推進するとともに、フォークリフトの安全設計、警告表示、振動・騒音等に対する改正要望調査を行う。

## (3) 海外及び国内の基準認証の検討推進

海外の基準認証の動向を早期に把握するため積極的な情報収集を推進する。

## (4) 機械安全、リスクアセスメントへの対応強化の推進

- ①日本機械工業連合会の「メーカーのための機械工業界リスクアセスメントガイドライン」について理解を深め、需要業界への周知を図りながら、産業車両業界としての考え方を整理する。
- ②日本機械工業連合会の機械安全推進特別委員会、機械安全標準化特別委員会に引き続き参画し、機械安全に関する内外の情報収集に役立てる。

## (5) 安全向上に資する施策推進

- ①厚生労働省の職業能力開発事業の下で、産業車両整備技能士の国家技能検定制度に協力して、優秀な整備技能士の育成を推進する。
- ②労働安全衛生法に基づくフォークリフトの特定自主検査制度の実施促進を図るため、特定自主検査実施経歴書の発行を行うと共に、建設荷役車両安全技術協会と協力して、顧客に対する同制度の理解増進と周知徹底に資する事業を継続推進する。
- ③安全作業の確立と労働災害防止に資するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会による第 2 7 回全国フォークリフト運転競技大会実施について、その運営の向上に資する提案等も行いながら協力して推進する。

## Ⅲ 無人搬送車システムの健全な発展のための事業

無人搬送車、無人けん引車、無人フォークリフト及び有軌道台車を対象とする無人搬送車システムは、マテリアルハンドリングの中核として自動倉庫、仕分けシステム等とともに今日まで発展を続けた。今後さらに I T 化を含め総合的な物流システムとしてその機能の幅を広げ、市場の拡大を図るために、以下の事業を推進する。

### (1) 無人搬送車システムの市場拡大と安全向上策の推進

- ①N E D O（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の「生活支援ロボット実用化プロジェクト」に参画している会員企業により、安全に関する試験を進めながら、無人搬送車システムに関する I S O（国際規格）及び J I S（国内規格）の改定に向けた検討を進める。
- ②平成 2 4 年 9 月に開催される国際物流総合展 2 0 1 2 で、N E D O（新エネルギー・

産業技術総合開発機構)の「生活支援ロボット実用化プロジェクト」に関する報告を行う。

- ③前年度に策定したリスクアセスメント実施ガイドラインの周知徹底を図る。
- ④AGVS システムの発展に資するため、関連する最新技術や政府の施策に関する研修会を開催し、業界のグレードアップを図る。

#### (2) 無人搬送車システムに関する調査と広報活動の推進

- ①無人搬送車システムに関する統計充実化による市場動向の把握を図る。
- ②無人搬送車システムに関する情報を、需要業界に対して、広報、啓蒙等を図ることで健全な普及促進に寄与する。

#### (3) 関係省庁、団体との連携・協調の推進

無人搬送車システムのさらなる育成、発展を図るため、経済産業省、厚生労働省等の関係省庁や関連団体と連携し、安全向上に資する事業を検討推進する。

### IV 特殊自動車届出業務等の円滑な推進のための事業

道路運送車両法に規定される特殊自動車については、引き続き国土交通省の型式認証業務等に関する同省との窓口団体としての役割を担うため、以下の事業を推進する。

#### (1) 国土交通省の施策への協力と業界としての意見具申

関連法令及び通達等の制定、運用等に関し、特殊自動車を持つ固有事情を反映させるための建設的な意見具申を行い、適正かつ円滑な業務が行えるよう努める。

#### (2) 特殊自動車に関する認証業務の適正化、円滑化の推進

特殊自動車に関する安全、環境問題について、関係団体と連携・協力し、適切な対応を図るための検討を推進する。又、不備のない認証手続及びリコール関係業務を行うために関連諸規定を周知徹底して、関係法令・規則や届出実務に関して業界における情報の共有化を推進する。

#### (3) 特殊自動車の保安基準に不適合となる改造等の再発防止対応

- ①基準に不適合となる車検後の改造等の再発防止のため、メーカーのみならず使用者にも法令への理解も深めていただくよう努め、関係先全体を含めた法令遵守を重ねて徹底する。
- ②特殊自動車に関する基準に不適合な改造等の継続調査及び改修状況を取りまとめ、国土交通省に報告し、該当車両については早急に改修対応するよう周知徹底する。

#### (4) 特殊自動車に関する協会規格(J I V A S—S 部門)の制定及び改定検討

特殊自動車を取り巻く環境変化や道路運送車両の保安基準、型式認証関連規定の改正に対して必要に応じ協会規格の制定及び改定を図る。

#### (5) 特殊自動車に係る関連法令、通達等に関するデータベースの構築

特殊自動車に係る道路運送車両の保安基準等に関する情報を集約整理し、協会ホームページ内に会員専用サイトを設けて、会員に提供するためのデータベースを構築、運営する。

## V 広報・宣伝、会員の連絡親睦のための事業

業界に関する情報の受発信能力の向上を図るとともに、会員間あるいは業界間での情報交換の強化と円滑化を図って、業界の基盤強化に資するため、以下の事業を推進する。

### (1) 業界としての情報発信力強化

①協会ホームページの充実化を進め、業界事情の紹介に努めると共に、会員専用ページでの情報提供を強化する。また会報「産業車両」誌を継続刊行し、さらに詳細な情報提供を行う。

②平成24年9月に開催される「国際物流総合展2012」に関し、主催者団体の一員として、関係団体と協力して準備事業を推進する。

### (2) 会員の連絡親睦

平成24年5月に通常総会後の会員懇親パーティー及び平成25年1月に新年賀詞交換会を開催し、親睦を深め情報交換を行う機会の提供に努める。

## VI 公益法人改革の動きへの対応

日本フォークリフト販売協会からの一部事業継承を受け、あらためて一般社団法人の要件を満たした組織、定款、規定の作成を進め、外部の専門家から新公益会計基準や税務への対応等について指導も得ながら、平成24年度中に移行申請を行い、平成25年度からの移行をめざす。

以上